

【次期環境基本計画】 原案(11月5日の事前送付版)への庁内意見等による修正点

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
1	本編表紙、 p.20-21	—	イラスト(作成中)を更新。
2	本編p.8	「2015年には、COP21において、」の前	「国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2013年～2014年に公表した第5次評価報告書において「人間による影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」とされたことを受け、」を追記。 併せてIPCCに関する注記を追加。
3	本編p.9	「さらに、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組み、2030年頃には電源構成比率36～38%を占めることを目指すこととしました。」	「さらに、同年10月には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組み、2030年頃には電源構成比率36～38%を占めること、温室効果ガス排出量については、2030年度に2013年度から46%削減を目指すこととしました。」
4	本編p.10	「大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存していることから」	「食料の多くを輸入に依存していることから」
5	本編p.24	「※国の目標引き上げ(2030年の温室効果ガス排出量を2013年から46%削減)などを受けて、本市は2023年度に、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ実現を視野に入れた新たな地球温暖化対策実行計画を策定予定です。その中で、具体的な数値目標を設定します。」	「※国の新たな目標設定(2030年の温室効果ガス排出量を2013年から46%削減)などを受けて、本市は2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ実現を視野に入れた新たな地球温暖化対策実行計画を策定予定です。その中で、具体的な数値目標を設定します。」
6	本編p.25	「さらに、運輸部門では、公共交通の利用者数が新型コロナウイルス感染拡大の影響により直近の2019年の値では若干減少しているものの、」	「さらに、運輸部門では、公共交通の利用者数が新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり直近の2019年度の値では若干減少しているものの、」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
7	本編p.25	「再生可能エネルギーや都市の未利用エネルギーの導入を推進するとともに、蓄電池や水素等を活用した自立分散型エネルギーシステムの整備を進めるなど、これらの次世代エネルギーの活用を促進します。」	「再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、蓄電池や水素等を活用した自立分散型エネルギーシステムの整備や都市の未利用エネルギーの導入など、これらの次世代エネルギーの活用を促進します。」
8	本編p.25	「自転車を利用しやすい」	「自転車を利用しやすい」
9	本編p.28	「1人当たりの家庭ごみ排出量が全国・千葉県平均より高いまま推移」	「1人当たりのごみの総排出量が全国・千葉県平均より高いまま推移」
10	本編p.28	「多量の食品ロスの発生や」	「食品ロスの多量発生や」
11	本編p.28	「有効活用が」	「その有効活用が」
12	本編p.31	「賞味期限の順番に」	「賞味期限の近い順番に」
13	本編p.32	「少子高齢化・人口減少に伴う農林業の担い手不足により谷津田・森林・農地の荒廃が加速」	「少子高齢化・人口減少に伴う担い手不足により谷津田・森林・農地の荒廃が加速」
14	本編p.32	「レクリエーションの場としての山林・田園や川辺などへのニーズの高まり」	「レクリエーションの場としての山林・田園や水辺などへのニーズの高まり」
15	本編p.32	「そのために、私たちの豊かな生活を支える生物多様性の理解促進を図り、貴重な動植物の保護を通じて、都市部の緑と身近な水辺環境の保全・活用に取り組み、良好で多様な環境を次世代に引き継ぐことを目指します。」	「また、私たちの豊かな生活を支える生物多様性の理解促進を図るとともに、貴重な動植物の保護を通じて、市域の緑と身近な水辺環境の保全・活用に取り組み、良好で多様な環境を次世代に引き継ぐことを目指します。」
16	本編p.32	緑と水辺が豊かだと感じる市民の割合の目標年度「2023年度」、目標値「70」	「2032年度」、「向上」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
17	本編p.34	「市民1人当たりの公園面積は他の首都圏の政令指定都市と比較して非常に大きいものとなっています。引き続き、市民にとって身近な憩いの場となるように、自然とふれあう空間や機会を創出することが求められます。」	「市民一人当たりの都市公園等敷地面積は首都圏の政令指定都市と比較して大きいものとなっています。一方で設置から30年以上を経過した都市公園が全体の半数以上を占め、老朽化対応が必要となっています。引き続き、市民にとって身近な憩いの場となるように、公園の再整備や自然とふれあう空間や機会を創出することが求められます。」
18	本編p.37	—	(グリーンインフラに関するコラムを追加)
19	本編p.39	基本目標4-1 「健康で快適な大気環境の維持に取り組みます。」	「健康で快適な大気環境の維持・向上に取り組みます。」
20	本編p.39	基本目標4-2 「赤潮や青潮の発生が課題となっています。」	「赤潮の発生及び青潮の発生の抑制が課題となっています。」
21	本編p.39	「地域に応じて公共下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽の普及を進めており、2019年度時点でこれらのいずれかにより処理している生活排水処理人口は956,803人に達し、人口の98.3%を占めています。きれいな水の確保は全ての市民にとって欠かせない問題であり、今後も引き続き対策の推進が必要です。」	「地域に応じて公共下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽の普及を進めています。2020年度時点でこれらのいずれかにより処理している生活排水処理人口は959,743人に達し、人口の98.4%を占めていますが、きれいな水の確保は全ての市民にとって欠かせない問題であり、今後も引き続き対策の推進が必要です。」
22	本編p.39	基本目標4-2 「良好な水質の維持に取り組みます。」	「良好な水質の維持・向上に取り組みます。」
23	本編p.40	基本目標4-4 「本市における騒音・振動対策については、環境関係法令に基づき規制対象となる工場・事業場、建設作業、幹線道路などに対し、規制基準の遵守の指導などの対策を行っているほか、航空機騒音について国に対し騒音低減に向けた取組みを求めるなど、様々な取組みを行ってきました。 また、悪臭についても、規制対象となる工場・事業場に対し、規制基準の遵守などの指導を行ってきました。」	「本市における騒音・振動対策については、環境関係法令に基づき規制対象となる工場・事業場、建設作業などに対し、規制基準の遵守の指導などの対策を行っているほか、自動車の走行に伴う道路の騒音・振動の改善への働きかけ、航空機騒音について国に対し騒音低減に向けた取組みを求めるなど、様々な取組みを行っています。 また、悪臭についても、規制対象となる工場・事業場に対し、規制基準の遵守などの指導を行っています。」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
24	本編p.40	基本目標4-4 「上記の課題に対して、工場・事業場に騒音・振動の規制基準の遵守を促したり、交通量の多い道路への防音対策の推進、悪臭の発生源に対する監視・指導などを通じて、騒音や振動、悪臭の発生抑制を推進し、快適な生活環境の維持に取り組めます。」	「上記の課題に対して、工場・事業場に騒音・振動の規制基準の遵守を指導したり、自動車交通騒音・振動の改善促進、悪臭の発生源に対する監視・指導などを通じて、騒音や振動、悪臭の発生抑制を推進し、快適な生活環境の維持・向上に取り組めます。」
25	本編p.41	コラム 「環境基準とは、国が定めた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音についての環境上の条件です。この基準は、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」であり、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかという目標を定めています。 一方、環境に関する規制基準というものもあり、環境基準との区別が必要です。規制基準とは、例えば工場などから排出される大気や水に含まれる、公害などを引き起こす物質の排出濃度を規制しています。規制基準は単なる目標ではなく、違反がみられたときは、違反者に対して操業停止などの罰則が適用される場合があります。」	「環境基準とは、「人の健康を保護し、及び生活環境の保全をする上で維持されることが望ましい基準」であり、終局的に大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標にしていくのか、最低限度としてでなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として国が定めたものです。 一方、（削除）規制基準とは、例えば工場などから排出される大気や水に含まれる、公害などを引き起こす物質の排出濃度等について制限する基準です。（削除）違反したときは、施設の改善や一時停止を命じられたり、罰金などの罰則が適用される場合があります。」
26	本編p.44	「ちばキッズエコエコ大作戦」 21～'23」(左) 「環境学習ハンドブック」(右)	「ちばキッズエコエコ大作戦」 '21～'23」(左) 「環境学習ハンドブック2021」(右)
27	本編p.48	基本目標2-2 「14海洋資源」の「○」	「○」を削除
28	本編p.48	基本目標2-3 「SDGs 6 水」に○がない	「SDGs 6 水」に○をつける
29	本編p.48	基本目標2-3 「SDGs 7 エネルギー」に○がない	「SDGs 7 エネルギー」に○をつける
30	本編p.51	土砂災害危険箇所等の調査、指定、周知啓発、	土砂災害警戒区域等の周知啓発、

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
31	本編p.52	—	横断的な施策の例として、「モビリティ・マネジメント」を追加
32	本編p.53	1 各ステークホルダーの役割 市の役割 「市は、環境保全・創造に関する目標、施策の方向性等を示すとともに、…また、市も事業者として、環境への負荷低減と保全に率先して取り組みます。」	「環境保全・創造に関する目標…支援して自主的な行動を促し、それらの協力を得て、施策を総合的に展開します。環境法令に基づく規制や指導も適切に実施します。このほかに市も事業者として、環境への負荷低減と保全に率先して取り組みます。」
33	別冊p.1	—	注記を追加 「※主な関連計画は計画策定時点のものとなります。」
34	別冊p.2	※1 令和5年度に策定予定の「地球温暖化対策実行計画」で、具体的な数値を設定します。	※1 今後新たに策定予定の「千葉市地球温暖化対策実行計画」で、具体的な数値を設定します。
35	別冊p.2	「「千葉市建築物環境配慮制度」により、環境に配慮した建築物の建築の誘導等を促進する。」	「「千葉市建築物環境配慮制度」により、環境に配慮した取組みを促進する」
36	別冊p.2	スマートグリッドなど、ICT技術を活用した電気や熱の面的利用等による、エネルギー利用の効率化を図る。	ICTを活用した電気などの面的利用等による、エネルギー利用の効率化を促進する。 ※これに伴い資料編(用語集)の「スマートグリッド」は削除。
37	別冊p.3	「市内のEVステーション等、充電ステーションの整備を促進する。」	「EV等の充電設備の整備を促進する。」 ※これに伴い資料編(用語集)の「EVステーション」は削除。

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
38	別冊p.5	「どれだけリサイクルに回らない廃棄物があるか」	「どれだけリサイクルに回っているか」
39	別冊p.10	緑と水辺が豊かだと感じる市民の割合の目標年度「2023年度」、目標値「70」	「2032年度」、「向上」
40	別冊p.12	「河川浄化活動の推進や市民協働による水辺環境保全活動を促進する。」	「市民協働による水辺環境保全活動を促進する。」
41	別冊p.13	「自然とふれあう機会づくり」の主な関連計画等 【千葉市緑と水辺のまちづくりプラン】	【千葉市水環境保全計画】 【千葉市農林業成長アクションプラン】 【千葉市緑と水辺のまちづくりプラン】
42	別冊p.13	「自然とふれあえる公園、親水公園、遊歩道等の整備等を推進する。」	「自然とふれあえる公園・親水公園(都川水の里公園)、遊歩道等の整備を推進する。」
43	別冊p.13	「自然公園等による優れた自然環境の保全と活用を進める。」	「泉自然公園等、優れた自然環境の保全と活用を進める。」
44	別冊p.14	「このように総合化した指標のほか、基本目標4-1では、自動車排出ガス低減について見るため「低公害車普及率」を、基本目標4-2では、生活排水について見るため「污水处理人口普及率」を、基本目標4-5では、化学物質排出事業者による管理の改善状況を見るため「PRTR法による化学物質届出排出量」を、それぞれ指標として設定しました。」	「このほか、基本目標4-1では、自動車排出ガス低減について見るため「低公害車普及率」を、基本目標4-2では、生活排水について見るため「污水处理人口普及率」を、基本目標4-3では汚染土壌の管理状況を確認するため「土壤汚染対策法に基づく要措置区域等が適正に管理されている割合」と、市内の沈下状況を確認するため「単年度沈下量2cm未満の地点数の割合」を、基本目標4-5では、化学物質排出事業者による管理の改善状況を見るため「PRTR法による化学物質届出排出量」を、それぞれ指標として設定しました。」
45	別冊p.15	【環境の柱及び基本目標の指標】 「※4 今後、対象地の網羅的な実態調査によって把握します。」	「※4 新たに設定した指標であり、対象地の網羅的な実態調査によって把握します。」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
46	別冊p.16	基本目標4-1 空気のきれいさを確保する 表一自動車からの大気汚染物質の排出抑制 ・エコドライブの励行の市民・事業者への普及・啓発を推進する。	基本目標4-1 空気のきれいさを確保する 表一自動車からの大気汚染物質の排出抑制 ・公共交通機関の利用やエコドライブの励行など市民・事業者への普及・啓発を推進する。
47	別冊p.16	基本目標4-2 工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制 「・事業による影響に関する調査を実施するなど、水質に配慮した土地利用や事業等の実施を促進する。 ・排水基準・総量規制規準の遵守の徹底を指導するなど、水質汚濁物質の排出抑制対策を推進する。」	基本目標4-2 工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制 「・環境関係法令に基づき、対象となる工場・事業場に対して立入検査を実施し事業場排水に含まれる有害物質について、水質汚濁に係る規制・指導を行う。 ・環境影響評価制度等に基づき、事業による影響に関する調査を実施するなど、水環境に配慮した土地利用や事業等の実施を促進する。」
48	別冊p.16	基本目標4-2 工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制 「・市内主要企業と協定を締結し指導の充実を図るとともに、事業者による水質汚濁の防止に向けた自主的な排出抑制対策の促進に努めます。」	基本目標4-2 工場・事業場からの水質汚濁物質の排出の抑制 「・事業者と締結している環境の保全に関する協定に基づき、水質汚濁防止対策及び環境保全活動の促進等を図る。」
49	別冊p.17	基本目標4-3 本文 「この基本目標の達成に向けて、土壌汚染対策法などに基づき、地下水・土壌汚染物質の排出を抑制し、地下水採取量を適正化する以下の取組みを進めていきます。また、環境影響評価制度などに基づき、地下水に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。」	基本目標4-3 本文 「この基本目標の達成に向けて、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、千葉県環境保全条例などに基づき、地下水・土壌汚染物質の排出を抑制、汚染土壌を適切に管理、地下水採取量を適正化する以下の取組みを進めていきます。また、環境影響評価制度などに基づき、地下水に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。」
50	別冊p.17	基本目標4-3 土壌汚染対策の推進 「・関係法令の周知徹底、国などとの連携による土壌汚染対策を推進する。」	「・環境関係法令に基づき、対象となる工場・事業場、地主などに対し、土壌汚染対策に係る規制・指導を行う。 ・環境影響評価制度等に基づき、事業による影響に関する調査を実施するなど、土壌汚染に配慮した土地利用や事業等の実施を促進する。」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
51	別冊p.18	基本目標4－4 施策の方向性：工場・事業場からの騒音・振動・悪臭の発生の防止 「・環境影響評価制度等に基づき、事業による影響に関する調査を実施するなど、騒音・振動に配慮した土地利用や事業等の実施を促進する。 ・環境関係法令等に基づき、規制対象となる工場・事業場に対し、届出や騒音・振動に係る規制基準の遵守等を指導する。 ・工場・事業場等の発生源に対する指導を実施するなど、悪臭の発生防止に努める。」	「・環境関係法令に基づき、規制対象となる工場・事業場に対し、騒音・振動に係る規制・指導を行う。 ・工場・事業場等の発生源に対する指導を実施するなど、悪臭の発生防止に努める。 ・環境影響評価制度等に基づき、事業による影響に関する調査を実施するなど、騒音・振動・悪臭に配慮した土地利用や事業等の実施を促進する。」
52	別冊p.18	基本目標4－4 施策の方向性：自動車や建設作業等による騒音等の防止 「・道路沿道における自動車交通騒音・振動の環境基準の達成状況を把握し、自動車走行に伴う騒音・振動の改善に繋げる。 ・航空機騒音について、測定等により実態を把握し、国に対し騒音対策を求める。 ・環境関係法令等に基づき、規制対象となる重機等を使用した建設作業について、届出や騒音・振動に係る規制基準の遵守等を指導する。 ・事業者に対し、深夜営業によるカラオケや商業宣伝用の拡声機等による近隣騒音の低減に向けた啓発等を行い、条例に基づく規制及び指導を行う。」	「・環境関係法令に基づき、規制対象となる建設作業や深夜営業によるカラオケ、商業宣伝用の拡声機等について、騒音等に係る規制・指導を行う。 ・道路沿道における自動車交通騒音の環境基準の達成状況等を把握し、自動車走行に伴う騒音・振動の改善に繋げる。 ・航空機騒音について、測定等により実態を把握し、国に対し騒音対策を求める。」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
53	別冊p.18	基本目標4-5 施策の方向性:工場・事業場からの有害化学物質の排出の抑制 「・「先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針」に基づく指導を推進する。 ・環境関係法令等に基づき工場等に対する規制を強化するとともに、協定を締結し指導の充実を図るなど、有害化学物質の排出抑制対策を推進する。 ・PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理の改善や、排出量・移動量の把握、情報の開示等を促進する。」 施策の方向性:有害化学物質に関する情報の収集、提供 「・化学物質に関する情報を収集、整備、提供し、リスクコミュニケーション(事業者が行政や住民と情報を共有しリスクに関するコミュニケーションを行うこと)の推進を図る。 ・農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用や、化学物質等に関する情報の収集・提供等に努める。」	施策の方向性:工場・事業場からの化学物質の排出の抑制 「・環境関係法令等に基づき工場等に対する規制を強化するとともに、協定を締結し指導の充実を図るなど、有害化学物質の排出抑制対策を推進する。 ・「先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針」に基づく指導を推進する。」 施策の方向性:有害化学物質に関する情報の収集、提供 「・人の健康や生態系に有毒なおそれのある化学物質について、PRTR制度に基づき事業者から届出された環境への排出量等を把握し、集計・公表することで、事業者の自主的な管理の改善を促進する。 ・化学物質に関する情報を収集、整備、提供し、リスクコミュニケーション(事業者が行政や住民と情報を共有しリスクに関するコミュニケーションを行うこと)の推進を図る。 ・農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用や、化学物質等に関する情報の収集・提供等に努める。」
54	別冊p.20	「※2 本市では従来から環境教育に取り組んでいますが、ここでは特に、令和3年9月に策定した環境教育等基本方針に基づく事業を対象とするため、現在値を「未実施」としています。」	「※2 本市では従来から環境教育に取り組んでいますが、ここでは特に、2021年9月に策定した「千葉市環境教育等基本方針」に基づく事業を対象とするため、現在値を「未実施」としています。」
55	別冊p.20	「この基本目標の達成に向けて、「千葉市環境教育等指導方針」などに基づき、環境保全活動に取り組む人材を育成する以下の取組みを進めていきます。」	「この基本目標の達成に向けて、「千葉市環境教育等基本方針」などに基づき、環境保全活動に取り組む人材を育成する以下の取組みを進めていきます。」
56	別冊p.25	1)大気的环境目標値表	健康項目と生活環境項目の分類行を追加。
57	別冊p.25	1)大気的环境目標値項目 降下ばいじん 「目標値（大気環境目標値専門委員会において検討中）」	「目標値 月間値が10 t/km²/月以下であること。」 (表の注釈に次の文章を追加) 「※降下ばいじんの達成状況は、特異な気象条件等により生じた高値は除外して評価します。」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
58	別冊p.26、27	2)水質の環境目標値 ア 生活環境の保全に関する項目 表 (略) イ 人の健康の保護に関する項目 表 (略)	(掲載順を入れ替え) ア 人の健康の保護に関する項目 表 (略) イ 生活環境の保全に関する項目 表 (略)
59	別冊p.26	六価クロム 「0.05 mg/L以下」	「0.02 mg/L以下」
60	別冊p.28	六価クロム 「0.05 mg/L以下」	「0.02 mg/L以下」
61	別冊p.31	「災害について学び、日ごろから備えておく。」	「災害に対して理解と関心を持ち、日ごろから準備しておく。」
62	別冊p.31	「傷ついた鳥獣を見つけたときは、救護に協力する。」	削除
63	別冊p.31	「外来生物を発見した際は、通報などの適切な対応を取る。」	「特定外来生物を発見した際は、市のホームページで情報収集し、適切な対応をとる。」
64	別冊p.31	—	(項目追加) 「鳥や獣など野生生物に餌やりをしない。」
65	別冊p.31	「身近な緑地などの保全地関心を持つ。」	「身近な緑地などの保全に関心を持つ。」
66	別冊p.31	「「花いっぱい市民活動」などに参加し、花のあふれるまちづくりに協力する。」	(記載位置の変更)
67	別冊p.32	「冷暖房器具などを効率よく使用し大気汚染の発生を抑制する。」	「スプレー缶・塗料などの購入時における揮発性有機化合物(VOC)の少ない製品の選択など、大気汚染の発生を抑制する。」
68	別冊p.32	地下水・土壌等の安全を確保する 「□ 除草剤等をできるだけ使用しないなど、土壌を汚染しないよう心がける。」	地下水・土壌等の安全を確保する 「□ 化学物質を地下浸透させないようにする。」 化学物質による環境への影響を未然に防止する 「□ 除草剤等をできるだけ使用しないように心がける。」

No	対象ページ	修正意見	
		修正前	修正後
69	別冊p.34	「□ 水質汚濁防止のための設備や技術を積極的に導入し、事業活動に伴う水質汚濁物質の排出抑制に努める。」	「□ 水質汚濁防止のための設備や技術を積極的に導入する。」
70	別冊p.34	「□ 地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染の防止のための設備や技術を積極的に導入するなど、事業活動に伴う公害防止対策を推進する。」	「□ 地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染の防止のための設備や技術を積極的に導入する。」
71	別冊p.35	「□ 事業活動に伴う騒音、振動、悪臭に係る苦情に対し、すみやかに対策をとるよう努める。」	「□近隣住民との良好な関係の構築に努めるとともに、事業活動に伴う騒音、振動、悪臭に係る苦情に対し、すみやかに対策を図る。」
72	資料編p.10	「自転車専用通行帯整備延長」	「自転車専用通行帯等整備延長」
73	資料編p.13	【環境像4】 地下水の揮発性有機化合物などが未達成であるものの良好な項目も含め、達成の項目についてはさらなる改善に向けた対策を検討する必要があります。	地下水の目標値未達成の項目についてはさらなる改善に向けた対策を検討する必要があります。
74	資料編p.13	【環境像4】 「…定量目標である光化学オキシダント、後退となった…」	「…定量目標である光化学オキシダント、後退となった…」
75	資料編p.57	「一度使って不要になった製品や部品を再び使う(リユース)」	「くりかえし使う(リユース)」
76	資料編p.57	「出たごみはリサイクルする(リサイクル)」	「もう一度資源として活用する(リサイクル)」
77	資料編p.59	大腸菌群数 「現在、国が評価方法の見直しを行っています。」	「国が評価方法の見直しを行いました。」